

東濃 5 市消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第 1 条 この協議会は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、消防通信指令に関する事務を消防通信指令施設において共同して管理し、及び執行することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、もって消防事務の高度化による消防力の強化を図ることを目的とする。

(協議会等の名称)

第 2 条 協議会は、東濃 5 市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）という。

2 消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行する施設は、東濃 5 市消防指令センターという。

(協議会を設ける市)

第 3 条 協議会は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第 4 条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第 5 条 協議会の事務所は、瑞浪市北小田町 2 丁目 1 7 6 番地の 2 東濃 5 市消防指令センター内に置く。

(協議会の組織)

第 6 条 協議会は、会長及び委員 9 人をもってこれを組織する。

(会長)

第 7 条 会長は、関係市の消防長の職にある者（以下「各消防長」という。）のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、各消防長（会長である者を除く。）及び各消防長が指名する者のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

（職員）

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間における配分については、関係市の長が協議により、これを定める。

2 各消防長は、それぞれの消防職員のうちから、当該消防長が所属する市の長の承認を得て、前項の規定により配分された定数の職員を選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員を選任した消防長の職にある者に意見を聴き、その解任を求めることができる。

（事務処理のための組織）

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができ

ない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。
(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、当該担当事務に関する瑞浪市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を関係市の当該担当事務に関する条例等とみなして、当該担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 瑞浪市は、担当事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市（瑞浪市を除く。次項及び次条第3項において同じ。）と協議しなければならない。
- 3 瑞浪市長は、担当事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する経費は、関係市が負担する。

- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。
- 3 関係市は、前項の規定による負担金を、瑞浪市に納付しなければならない。
(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産は、関係市が協議して取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する瑞浪市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による財産の管理について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「担当事務」とあるのは「担当事務の用に供する財産の管理」と読み替えるものとする。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年12月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の日から令和8年3月31日までの期間においては、第4条の規定中「の事務」とあるのは「の準備に関する事務」とする。

2 前項に規定する期間においては、第5条の規定にかかわらず、同条中「瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター」とあるのは「瑞浪市土岐町112番地の1瑞浪市消防本部」とする。